

## 令和 4 年度計画に位置付ける主な事業

## ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

## ア 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備

- ・ 回復期病床への機能転換を図る医療機関の施設・設備整備事業に対して助成することにより、回復期病床の増床を図る。
- ・ 医療機関に対するセミナー等の開催により、地域医療構想の理解促進、不足病床機能区分への転換促進を図る。
- ・ 病院・診療所間での連携や在宅医療・介護の連携、情報共有を図るための、地域医療介護連携ネットワークを構築する。

## イ 川崎南部構想区域病床機能分化・連携推進事業

- ・ 地域の基幹病院の一つとして高度急性期・急性期機能を担う川崎病院の機能を質・量ともに強化し、地域医療構想の実現に資する必要な再整備・機能強化のための施設整備費に対して補助を行う。

## ウ 緩和ケア推進事業

- ・ 緩和ケア病棟の整備を行う医療機関に対して補助を行う。

## ② 居宅等における医療の提供に関する事業

## ア 在宅医療の体制構築

## (ア) 在宅医療施策推進事業

- ・ 県全域または保健福祉事務所単位で、協議会の開催により、在宅医療に係る課題の抽出、好事例の共有に取り組むほか、研修等を行い、在宅医療の推進を図る。
- ・ 地域リハビリテーションに係る情報提供や人材育成等により、地域リハビリテーションの充実を図る。
- ・ 地域の医師における看取りと検案についての研修会を開催する。

## (イ) 訪問看護推進支援事業

訪問看護推進協議会を設置し、訪問看護に関する課題や対策を検討するとともに、訪問看護に従事する看護職員の確保・定着及び、育成のための研修等を実施する。

## イ 在宅歯科医療における口腔ケア等の充実及び医科や介護との連携強化

## (ア) 在宅歯科医療拠点運営事業

- ・ 医科や介護との連携の促進や地域の相談窓口などの役割を担う在宅歯科医療中央連携室を 1 箇所、在宅歯科医療地域連携室を各地域に設置する。
- ・ 訪問歯科診療では対応できない在宅患者等の治療機会を確保するため実施する歯科診療に係る経費の一部を補助する。

## (イ) 口腔ケアによる健康寿命延伸事業

オーラルフレイル改善プログラムの指導及び口腔機能の再評価を行うことをきっかけに、かかりつけ歯科医として、継続的に地域の高齢者のオーラルフレイル対策に取り組むとともに、在宅歯科医療における介護重度化や全身疾患重症化の予防に取り組む体制整備等を行う。

## ウ 小児の在宅医療の連携体制構築

## (ア) 小児等在宅医療連携拠点事業

在宅医療へ移行する小児等が安心して療養することができるよう、地域の医療者等の在宅療養のスキル向上や地域の関係機関の連携構築を図る。

- エ 在宅医療を担う人材の確保・育成
  - (ア) 訪問看護ステーション研修事業  
訪問看護ステーションの訪問看護師の実践的な研修体制を構築し、県内における在宅医療提供体制の充実を図る。

### ③ 介護施設等の整備に関する事業

- ア 地域密着型サービス等の整備助成  
可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して補助する。
- イ 介護施設等の施設開設準備経費等への支援  
特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備（既存施設の増床を含む）に要する経費に対して補助する。
- ウ 既存の特別養護老人ホーム等のプライバシー保護のための改修への支援  
特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修経費に対して補助する。
- エ 定期借地権設定のための一時金への支援  
特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、定期借地権を設定して用地確保を行う経費に対して補助する。
- オ 民有地マッチング支援  
土地所有者と介護施設等を運営する法人等のマッチングを行う経費に対して補助する。
- カ 介護職員宿舎施設整備支援  
介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員の宿舎を整備するための費用に対して補助する。
- キ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援  
介護施設等における新型コロナウイルス拡大防止のため、簡易陰圧装置の設置やゾーニング環境の整備、多床室の個室化等に対して補助する。

### ④ 医療従事者の確保に関する事業

- ア 医師の確保・養成
  - (ア) 医師等確保体制整備事業
    - ・ 地域医療支援センター及び医療勤務環境改善支援センターを運営し、医師不足病院の医師確保支援及び医療従事者の勤務環境の改善に主体的に取り組む医療機関への支援を行う。
    - ・ 横浜市立大学の総合診療医学教室の指導医等の配置に係る経費について支援するとともに、北里大学、聖マリアンナ医科大学及び東海大学における地域医療医師育成課程の学生を対象とした修学資金貸付制度に基づき、修学資金の貸付を行う。
  - (イ) 産科等医師確保対策推進事業
    - ・ 産科勤務医等の処遇改善とその確保を図るため、分娩手当を支給する病院、診療所及び助産所に対し補助を行う。
  - (ウ) 病院群輪番制運営事業  
二次救急医療圏ごとに市町村と医師会等が協力して実施する病院群輪番制の運営事業に補助する。
  - (エ) 小児救急医療相談事業

夜間等における子どもの体調や病状の変化に関する電話相談体制を整備する。

#### イ 看護職員の確保・養成

##### (ア) 看護師等養成支援事業

- ・ 民間の看護師等養成所の運営費に対する補助を行い、看護実習の受入体制の充実化や受入拡充を図る施設に対し補助を行うとともに、看護教育の経験豊富な教育指導者の派遣等を実施する。
- ・ 看護を取り巻く課題への対応策を検討し、必要な施策の企画を行うとともに、看護職の専門性を高める研修等を実施する。
- ・ 関係団体が行う看護教育事業を支援し、看護職員の確保及び育成を図る。
- ・ 新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するため、病院が実施する研修に対して、必要な経費を補助する。採用が少なく、独自に研修が実施できない病院等の新人看護職員を受入れて研修を実施する病院や団体に対して、必要な経費を補助する。

##### (イ) 院内保育所支援事業

- ・ 保育室を運営する医療機関に対し、規定された人数の保育士人件費相当を補助する。また、24時間保育・病児等保育・緊急一時保育・児童保育・休日保育に対する加算を行う。
- ・ 病院内保育施設の新築等に要する工事費に対して補助する。

##### (ウ) 看護実習指導者等研修事業

- ・ 神奈川県実践教育センターにおいて、専任教員、実習指導者等を養成する講座を開講するとともに、水準の高い看護を実践できる認定看護師等の育成講座を実施する。
- ・ 看護教育に興味のある看護師等を対象に、看護専任教員として働く動機付けの研修等を実施し、看護専任教員の成り手の増加を図る。
- ・ 「都道府県保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱（厚生労働省医政局長通知）」に沿った講習会を実施する。

##### (エ) 潜在看護職員再就業支援事業

潜在看護職員に対して普及啓発を行うとともに、離職した看護職員の再就業を促すため、復職支援研修等を実施する。

##### (オ) 看護職員等修学資金貸付金

看護職員・理学療法士等養成校在校生を対象に貸付けを行うことにより、県内での就業を促進する。

##### (カ) 重度重複障害者等支援看護師養成研修事業

看護職員や看護学生に対して、福祉現場における看護の必要性についての普及啓発と、医療ケアが必要な重度重複障害者等に対する看護についての知識や技術を習得するための研修を実施し、重度重複障害者等のケアを行う専門看護師の養成確保、人材の定着を図る。

##### (キ) 精神疾患に対応する医療従事者確保事業

県内の精神科病床を有する病院の新人看護職員を対象に、臨床についての研修を行い早期離職の防止を図ると共に、中堅看護職員を対象に、最新の精神科看護についての研修を行い、時代の変化に対応する看護職員を養成する。

#### ウ 歯科関係職種の確保・養成

##### (ア) がん診療口腔ケア推進事業

がん診療連携拠点病院等の従事者を主な対象にした研修会を実施するとともに、がん診療医科歯科連携の推進を図るための検討会を開催する。

(イ) 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業

神奈川県歯科医師会等が実施する、気管内吸引及び生体モニターを活用した研修会及び高校生等を対象とした仕事内容PRイベントの開催等に要する費用に対し補助する。

(ウ) 歯科衛生士確保・育成事業

在宅で療養する要介護者への歯科保健医療推進の一環として、在宅歯科治療及び口腔ケア実施時において口腔咽頭吸引が可能な歯科衛生士を育成するため、地域の団体等が実施する研修事業に対し補助を行う。

⑤ 介護従事者の確保に関する事業

ア 参入促進のための取組み

- ・地域住民や学校の生徒に対する介護の仕事の理解を深めるため、介護にかかわる職業の表彰や県立高校の生徒の福祉施設での実習等を行う。
- ・介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生のために、介護福祉士養成施設や就労予定先の介護施設等へ受け入れ環境整備のための支援を行う。

イ 資質の向上のための取組み

介護施設の職員等に対し、多種多様な利用者ニーズに対応できるよう、資質向上を図るための研修を実施する。

ウ 労働環境・処遇の改善

雇用管理の改善のため、介護事業の経営者に対し、セミナー開催やアドバイザー派遣を行う。新型コロナウイルス流行下におけるサービス提供体制の確保を行う。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

ア 地域医療勤務環境改善体制整備事業

医療機関が医師の労働時間短縮に向けた取組を総合的に実施する事業に対し必要な費用を支援する。